

精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会開催要綱

1 趣旨・目的

業務による心理的負荷を原因とする精神障害については、平成11年9月に策定した「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき労災認定を行っているところであるが、この労災請求件数については、平成10年度においては42件であったものが、平成21年度には1136件に達するとともに、今後も増加が見込まれる状況にある。

このような状況の下で、精神障害の事案の審査には平均して約8.7か月の期間を要し、また、その審査に当たり行政においては莫大な事務量を費やしているところである。

一方、精神障害の事案に対する早期の労災認定は、厚生労働省の自殺・うつ病等への対策の一環としても位置づけられる等、労災請求に対する審査の迅速化を進めることが不可欠となっている。

そこで、厚生労働省労働基準局労災補償部長が、労働者災害補償保険法等に精通した専門家に参集を求め、審査の迅速化や効率化を図るための労災認定の基準に関して検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 精神障害の労災認定に関する法律上及び医学上の問題
- (2) その他

3 検討会の構成等

- (1) 本検討会は、別紙の法学及び医学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、参集者の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会開催中に別途検討すべき事案が生じた場合、本検討会において検討できるものとする。

3 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室において行う。
- (3) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、平成22年9月6日から施行する。

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」参集者名簿

氏名	所属・役職
あべ みお 阿部 未央	山形大学人文学部法経政策学科 講師
あらい みのる 荒井 稔	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院 メンタルクリニック部長
おかざき ゆうじ 岡崎 祐士	東京都立松沢病院 院長
おり えいこ 織 英子	弁護士 信州大学大学院法曹法務研究科講師
くろき のぶお 黒木 宣夫	東邦大学医療センター佐倉病院 精神医学研究室教授
しみず えいじ 清水 栄司	千葉大学大学院医学研究院 認知行動生理学教授
すずき しょうすけ 鈴木 庄亮	群馬大学 名誉教授
やまぐち こういちろう 山口 浩一郎	上智大学 名誉教授
よしなが やたろう 良永 彌太郎	熊本学園大学社会福祉学部 特任教授